

令和8年度災害対策本部室等映像音響設備更新業務

番号	質問対象	質問内容	回答
1		該当箇所：2.5 本業務の履行に当たっての留意事項 (1) 内容：2.5(1)の「同等以上」について、個別の機器単体のスペック比較ではなく、他機器との組み合わせ等によりシステム全体として仕様書の運用・機能要件を満たす構成であれば、個別機器のスペックが一部下回る提案も許容されるかご教示ください。	特記仕様書2.5(1)に記載のとおり、違う構成で同じ機能を実現することは可能ですが、本業務仕様書に記載された各機器の機能及び性能等は同等以上としてください。 各機器の機能及び性能等を同等以下で提案となった場合、費用の減額が発生する場合があります。 なお、同項記載のとおり、発注者に協議して承諾を得る必要があります。必ずしもご希望通りになることを約束することは出来かねますので、ご承知ください。
2	庁内LAN とインターネット	該当箇所：図面E-17ほか 内容：【庁内LANとインターネット配信系のネットワーク分離について】既設庁内LANについて、鳥取県警、琴浦大山警察署等の各拠点との接続は、インターネットを経由せず、庁内専用の VLAN等により構築されているとの理解でよろしいでしょうか。遠隔地（琴浦大山警察署など）へのネットワーク帯域制限もご教示ください。また、インターネットへ映像を配信する系統と庁舎内LANについては、セキュリティ上、物理的に分離する必要があると考えています。このため、以下のような構成としてもよろしいでしょうか。 ・庁内LAN系とインターネット配信系を分離する ・インターネット配信は、庁内LANに直接接続しない専用機器で実施する ・必要に応じて、鳥取県で別途準備するインターネット回線および配信サービスへ接続する なお、ネットワーク構成上の分離方法について、指定する要件があればご教示ください。	セキュリティの関係で詳細は落札者のみ説明しますが、概要としては以下の通りです。 (1) 遠隔地のネットワークの考え方 VLANによる閉鎖したネットワークの提供 帯域は1画面1Mbps程度で設計する (2) セキュリティの考え方 レベル1 庁内LAN（行政系・インターネット接続無し）……知事室、警察本部等の接続 レベル2 庁内LAN（インターネット系・インターネット接続有り）…映像配信 レベル3 インターネット接続回線…今回改良は接続しない (3) 庁内LANとインターネット配信系の分離ですが、落札決定後に落札者と協議して決定することとします。また、インターネット回線及びFW等については、鳥取県にて別途準備します。
3	映像配信サーバ	該当箇所：仕様書3.4(9)(10)／別表1 項番33,34 内容：【映像配信サーバの要求仕様について】 以下の仕様をご教示ください。 ・配信映像の解像度・フレームレート・映像コーデック（H.264、H.265等） ・ビットレートまたはビットレートの上限 ・音声の有無および音声仕様 ・同時配信ソース数 ・「接続数100以上」の定義（同時視聴者数、同時セッション数、登録端末数等） ・必要な認証・アクセス制御機能 以下、運用要件を仮定した場合、配信サーバでは無く、専用のハードウェアエンコーダの組み合わせでのシステム提案としてもよろしいでしょうか。 1. インターネット配信は、準備するエンコーダ1台あたり、1映像を配信可能。 2. インターネット配信については、別途鳥取県で契約するCDNサービスやYouTube Live等のサービスを利用する。 3. 配信サービス経由でなく、配信サーバやエンコーダなどから直接インターネットに直接100人に同時配信する場合は、配信専用1映像あたり、実効帯域600Mbps以上確保されたインターネット回線が鳥取県で準備されていることが必須となる。	(1) 映像配信サーバの仕様としては、既存を踏まえて、以下の通り想定しています。 ・配信映像の解像度：1920×1080及び960×540 ・フレームレート：30fps ・映像コーデック：H.264 ・ビットレート：1000kbps及び256kbps 最大8000kbps ・音声：配信有り ・音声仕様：AAC256kbps及び64kbps 48kHz2ch ・同時配信ソース数 7以上 ・「接続数100以上」の定義：同時視聴者数 ・必要な認証：ID、パスワードによる公開制限（ID（最大10）ごとに任意の画像を公開できること） ・アクセス制御機能：外部からのアクセスをポート番号で制限（http・https） (2) 映像配信の利用については、既存システムで以下のとおり運用しております。災害時に単独で動作し、専用ソフト無しで映像視聴ができるように、ハードウェアエンコーダと映像配信サーバの組み合わせを原則とします。なお、ハードウェアエンコーダの組み合わせによる提案は、質問事項1の回答のとおり取り扱います。 利用方法 1. インターネット配信は、エンコーダ1台あたり、1映像を配信可能。エンコーダは7台設置。 2. インターネット配信については、映像配信サーバにて行う。 3. 配信はストリーミング配信となっており、最大7画面の画質2モードとなっており、最大10Mbps程度の帯域を使用している。 4. 配信は鳥取県庁DMZに設置された映像配信サーバから直接行っている。

令和8年度災害対策本部室等映像音響設備更新業務

番号	質問対象	質問内容	回答
4	映像記録サーバ	該当箇所：仕様書3.4(9)(10)別表1 項番33,34ほか 内容：【映像録画サーバの録画要件について】 映像録画サーバについて、以下の録画要件をご教示ください。 ・録画対象となる映像ソース ・必要な録画チャンネル数 ・記録容量 ・連続録画時間 ・保存期間（日数） ・常時録画または手動 ・スケジュール録画の別・録画方式（連続録画、イベント録画等） ・上書き録画の可否・録画映像の検索 ・再生・保存・エクスポート要件 ・録画映像を再生する端末数および利用者の範囲 ・録画映像へのアクセス権限・認証要件系統図上は、上位スイッチャーで切り換えられた映像を、7台のIPエンコーダの出力から録画する構成とも読み取れます。この場合、録画対象は「各IPエンコーダから出力される7系統の映像を常時録画する」という理解でよろしいでしょうか。スイッチャーに入力されている全映像を常時録画であれば、入力数分のエンコーダなどが明記されていません。7系統の録画とする場合、録画要件次第では、ハードウェア信頼性の観点からも、RAID構成可能なネットワークディスクレコーダ（NVR）としてもよろしいでしょうか。	（1）映像記録サーバの仕様としては、以下の通り想定しています。 ・録画対象となる映像ソース：スイッチャーで選択し、IPエンコーダ7台以上を通過した映像 ・必要な録画チャンネル数：7画面以上（IPエンコーダの数による） ・記録容量：以下のデータが保存できる容量とする ・連続録画時間：200時間以上（すべてのIPエンコーダを次の画質で記録した場合とする） ・画質：フルHD、フレームレート：30fps、ビットレート（1台あたり）：8Mbps以下 ・保存期間（日数）：記録媒体が最大容量となるまで ・録画方法：専用デコーダ設置施設からリモコン操作により記録 ・上書き録画：可能とする ・録画映像の検索：可能とする ・再生・保存・エクスポート要件：各施設からリモコン操作で再生、管理サーバで操作し、データダウンロード可能とする（データは視聴可能とする） ・録画映像を再生する端末数および利用者の範囲：録画映像の再生端末数8以上（専用デコーダ設置箇所及び管理サーバのみ） ・録画映像へのアクセス権限：専用デコーダ設置箇所及び管理サーバのみ ・録画対象は「各IPエンコーダから出力される7系統の映像」で間違いありませんが、「常時録画する」という点は、手動操作により録画すると理解してください。また、録画はストリーム配信を直接取り込む想定をしています。そのため、エンコーダ等の明記がありません。また、RAID構成可能なネットワークディスクレコーダ（NVR）の採用は、遠隔地からの映像の任意録画及び任意再生の制御のしにくさが予想され、また、詳細な仕様が不明のため、現時点で採用可否の回答はできませんが、提案は、質問事項1の回答のとおり取り扱います。
5	IPデコーダ	該当箇所：仕様書3.4(9)／別表1 項番31(ME-DPSTD×11)、図面E-18ほか 内容：【IPデコーダの切替機能について】 IPデコーダに付属するIRリモコンによる「切換」について、切換対象を明確にしていだけますでしょうか。以下のいずれを想定しているか、ご教示ください。 案A：IPデコーダが受信する配信チャンネル、すなわちIPエンコーダ7台の映像から選択する 案B：上流のマトリクススイッチャー（ILS-128128）の出力を切り換え、スイッチャーに接続された全入力を選択する 案C：上記以外案Bの場合は、IPデコーダ側から選択可能な映像ソースの範囲、操作方法および制御系統をご教示ください。 また、各拠点で独立して映像を選択する場合、拠点ごとに個別の映像ストリームが必要です。琴浦大山警察署等の遠隔拠点について、回線帯域および同時接続数を考慮した構成要件があれば、併せてご教示ください。 また、IRリモコンについては、指定のデコーダが生産完了で互換性のある代替機種入手不可能なため、パソコンなどのコントローラを追加で検討してもよろしいでしょうか。	（1）リモコン操作 リモコンの切替については、案Aを想定しています。 映像配信サーバからは基本的に7画面以上（画質2モード有り）の映像を配信しており、各拠点では、表示の選択のためにリモコン操作を行います。映像配信サーバにデータを送るために設置されてるIPエンコーダに入れる映像の選択は、危機対策・情報課で行います。 録画再生の場合は、映像記録サーバからデータをIPデコーダに送ることで、各拠点ごとに再生画像を表示させます。 （2）琴浦大山警察所等の回線条件 各拠点では7画面以上（画質2モード有り）を再生させるため、常時データの配信を行います。質問事項3の回答に記載した通り、現状通りの場合、最大10Mbps程度の回線帯域を想定していますが、情報HWの利用状況の聞き取りから、十分に確保されていると想定しています。 （3）デコーダ廃番 デコーダが廃番になっていることは、当課としても確認しておりますが、メーカーからは後継機種を用意していると聞き取りしています。確認をお願いします。なお、パソコン等での代替えについては、質問事項1の回答のとおり取り扱います。

令和8年度災害対策本部室等映像音響設備更新業務

番号	質問対象	質問内容	回答
6	IPエンコーダ	該当箇所：仕様書3.4(9)、別表1項番31、図面E-18ほか 内容：【IPエンコーダ7台の用途および接続先について】 「配信するソースは7以上」とありますが、IPエンコーダ7台の用途および接続先が不明確です。以下についてご教示ください。 1.IPエンコーダ7台は、各拠点向けの専用配信系統として使用する想定でしょうか。 2.各拠点専用配信とする場合、7台の内訳および接続先は、以下の理解でよろしいでしょうか。 知事室1台、鳥取県警察本部1台、第2庁舎3階機器管理局长室1台、琴浦大山警察署4台、合計7台。この場合、インターネット側に配信するための専用エンコーダ本体およびスイッチャー出力系統が足りません。 3.各IPエンコーダには、上位スイッチャー等から選択された映像を入力する構成でしょうか。 4.各拠点が個別に異なる映像を選択・視聴できる必要がありますでしょうか。 5.1台のIPエンコーダを複数拠点で共用すると、以下問題が発生します。各拠点が個別に異なる映像を選択する必要がある場合、拠点ごとに専用の映像配信系統またはマトリクス出力が必要となります。一方、IPエンコーダ7台の出力を各拠点側で選択する構成では、拠点ごとの操作が他拠点の視聴映像に影響しない方式であることが必要です。この点について、想定する構成をご教示ください。	IPエンコーダについては、以下の通りです。 1.IPエンコーダ7台は、各拠点IPデコーダ向けだけではなく、インターネット経由のユーザ向けを兼ねます。各拠点およびインターネット経由のユーザ向けともに、直接配信するのではなく、映像配信サーバを経由して配信します。 2.IPエンコーダ7台は映像配信サーバと通信させます。各拠点およびインターネット経由のユーザ向けともに、映像配信サーバから映像を受信することによりしておりますので、設計図書に機器の不足はありません。 3.各IPエンコーダには、上位スイッチャーで選択された映像が入力されます。 4.各拠点は7画面のうち1画面の映像の選択が出来るようにしてください。また、各拠点ごとに映像の録画及び再生操作が出来るようにしてください。 5.IPエンコーダの映像は映像配信サーバを経由することで、各拠点及びインターネット経由のユーザ向けで利用できるようにしています。各拠点及びインターネット経由のユーザ向けでIPエンコーダの操作を行うわけではありません。各拠点及びインターネット経由のユーザ向けでの操作は、流れているデータを選択し、視聴するものです。
7	インターネット配信	該当箇所：仕様書3.4(9)、別表1項番31、図面E-18ほか 内容：【インターネット配信の運用および必要機器】 インターネット側への映像配信について、以下の点をご教示ください。 1.配信対象は、不特定多数を想定したライブ配信でしょうか。それとも、特定のユーザ限定でしょうか。 2.配信先は、YouTube等の外部動画配信サービスを想定していますでしょうか。それとも、外部サービスを経由せず、独自の配信アプリケーションをユーザに配布して配信する想定でしょうか。 3.鳥取県側で、インターネット回線、外部動画配信サービスの配信アカウントおよび配信サービスを別途準備するとの理解でよろしいでしょうか。 4.インターネット側へ同時に配信する映像は、1系統でよろしいでしょうか。 5.配信映像の選択は、映像操作卓から上位スイッチャーを操作して行うとの理解でよろしいでしょうか。上記の運用でよい場合、インターネット配信用途については、映像操作卓またはスイッチャーの出力を専用ハードウェアエンコーダへ入力する構成とし、映像配信サーバを設けない構成としてもよろしいでしょうか。	インターネット側への映像配信については、以下の通りです。 1.配信対象は、不特定多数を想定したライブ配信です。 2.配信は、ユーザがWEBブラウザ等で映像配信サーバにアクセスし、ブラウザ上で視聴することを想定しています。 3.鳥取県側で、インターネット回線及びFW等を準備しますので、それ以外の映像のストリーミング配信に必要なシステムを本業務の落札者が構築してください。 4.インターネット側へ同時に配信する映像は、7画面以上（画質2モード）としてください。なお、各拠点への映像と同じものとします。 5.配信映像の選択は、映像操作卓からスイッチャーを操作して行うとの理解で間違いありません。また、インターネットへの配信を専用ハードウェアエンコーダとする提案については、質問事項3の回答の通りです。

令和8年度災害対策本部室等映像音響設備更新業務

番号	質問対象	質問内容	回答
8	プレビューモニター	該当箇所：仕様書3.4(11)／3.5(9)(16) 内容： 1.操作画面上の「プレビュー画面（ライブ映像確認）」について、実現方法および必要機器が仕様書上明確でないため、以下をご教示ください。操作画面上に表示するプレビュー映像は、どの端末を対象としていますでしょうか。 ・災害対策室の操作端末 ・情報システム管理室の操作端末 ・その他の操作端末・操作タブレット 2.各操作端末または操作タブレットにおいて、端末ごとに異なるリアルタイム映像を表示する必要がある場合、プレビュー出力先端末数分、スイッチャーからのプレビュー出力および、エンコーダなどの変換器が必要になります。仕様書上ではこれら機器について仕様および、系統図に明記がありません。 3.操作画面上で同時にプレビュー可能とする映像ソース数と内訳をご教示ください。 4.操作画面上のプレビューについて、以下の要求仕様をご教示ください。要求解像度、フレームレート、音声の有無、表示対象となる映像ソースの範囲、操作端末ごとの表示内容を個別に変更する必要性 5.仕様書3.4(11)に記載される「操作卓の4分割以上プレビュー」と、仕様書3.5に記載される「操作画面上のプレビュー」、および別表1項番25・別表2に記載される「21.5型プレビューモニタ」は、それぞれ以下の役割であるとの理解でよろしいでしょうか。 ・操作卓の4分割以上プレビュー：物理モニタによる複数映像の同時確認 ・操作画面上のプレビュー：PCまたはタブレット画面上でのライブ映像確認 ・21.5型プレビューモニタ：操作卓等に設置する専用の物理モニタ上記各プレビュー機能について、表示対象、表示レイアウト、操作権限および想定する利用者をそれぞれご教示ください。	1.操作画面上の「プレビュー画面（ライブ映像確認）」は以下の操作端末に装備します。 ・災害対策室、情報システム管理室、対処センター 2.操作端末のプレビュー画面に関して、映像系統図に配線等を記載した場合機能の意図がわからず混乱することが予想されるため、系統図に記載しておりませんでした。 仕様書記載の機能を実現するため、次の通り構想しておりました。 ＜構成案＞スイッチャーに3出力を設け、各操作端末に接続します。各操作端末で入力選択した際に、操作端末向け出力に選択した入力の映像を送り、操作端末がこれをソフトウェアもしくはハードウェアエンコーダにて取り込み、画面上に表示させます。 3.操作画面上のプレビュー表示は特記仕様書3.5(9)の記載のとおり選択した入力ソースのライブ映像1画面のみとします。選択できる入力ソース全ての映像が表示対象です。 4.操作画面上のプレビューの仕様は、次の通りです。 要求解像度：操作端末の操作機能に支障を生じない範囲で最大のものの フレームレート：操作端末の操作機能に支障を生じない範囲で最大のものの 音声：有無を問わず 表示対象となる映像ソースの範囲：すべての入力（非表示となるものはその画面を表示する） 操作端末ごとの表示内容を個別に変更する必要性：プレビューでの条件設定なし。 ただし、映像選択禁止処理は別途行う。 5.仕様書3.4(11)に記載される「操作卓の4分割以上プレビュー」と、仕様書3.5に記載される「操作画面上のプレビュー」、および別表1項番25・別表2に記載される「21.5型プレビューモニタ」の設計は、次の通りです。 ・操作卓の4分割以上プレビュー：物理モニタによる複数映像の表示を行うものです。 ・操作画面上のプレビュー：操作端末（タブレット除く）でのライブ映像確認を行うものです。 ・21.5型プレビューモニタ：操作卓等に設置する専用の物理モニタに関しては、表示対象は選択可能な映像ソースすべての映像とします。表示レイアウトは1画面又は4画面（等分割）を想定しています。操作権限については、質問事項17の回答を参照ください。想定される利用者は原則県職員だけであり、操作権限は場所による区分けと理解ください。
9	プレビュー機能	該当箇所：仕様書3.4(11)／3.5(9)(16) 内容：【プレビュー機能の実現方法および代替構成について】 操作画面上に複数の異なるライブ映像を同時表示する場合、映像ソース数および操作端末数に応じて、映像の分配、エンコード、ネットワーク配信等の機器が必要になると考えています。現状の仕様書ではこれらが明示されていません。また、TV放送等のHDCPによるコンテンツ保護が付加された映像については、エンコードして再配信およびPC上でプレビュー、HDMIキャプチャーでのPCへの取り込み、映像録画などは不可能です。このため、以下のいずれの構成を想定しているかご教示ください。 ・映像ソースを各操作端末へネットワーク配信し、操作画面上でリアルタイムプレビュー表示する構成 ・操作卓に設置した物理プレビューモニタでライブ映像を確認する構成 ・上記を併用する構成 ・その他の構成操作画面上で、端末ごとに異なる複数のライブ映像を表示する場合、映像ソース数および端末数に応じたエンコーダ、映像配信機器、サーバ等が追加で必要になると考えています。また、ライブ映像はHDCP付加されていない映像に限定されます。TV放送などが必要な場合、PC上のプレビューではなく、操作卓に設置する物理的なプレビューモニタで映像確認する手段しか対応不可能です。	（１）操作端末においてプレビュー画面を表示することに関しては、質問事項8の回答2.のとおりです。 （２）物理プレビューモニタに関しては、各操作端末で選択可能な映像ソース入力を選択し、スイッチャーから出力したものを物理モニタで表示させるものです。スイッチャーの映像信号をモニタに接続します。 （３）HDCPの取り扱いに関しては、入力ソースごとに条件が異なりますので、入札に際しては個別判断を行わず、落札後に詳細を協議することとします。
10	表示機器	該当箇所：別表1 項番1～9 内容：表示機器（液晶モニタ/TV）は型名指定なしと理解してよいでしょうか。90型モニタ(項番5×3)は該当機種の商品状況から86型としてもよろしいでしょうか。	別表1 項番1～9では、既存設備のとおり90型モニタと記載しておりますが、図面E-05左上に記載のとおり、求める仕様は86型以上となります。
11	TERC	該当箇所：別表1 項番74 内容：「操作デスクTERC（ラック他含む）」（項番74）の数量が0となっている意図（本業務対象外か／別掲か）をご教示ください。	別表1 項番74の0台の表記については、更新しないことを示すものです。

令和8年度災害対策本部室等映像音響設備更新業務

番号	質問対象	質問内容	回答
12	業務範囲	該当箇所：図面 E-53 注記 内容：55 型マルチ12台（埋込）の「別途工事」注記について、下記が本業務の範囲外かご教示ください。範囲境界（下地・電源・配線の分界点）。	本業務に関係なく、55型マルチ12台は設置しません。55型マルチに関する電源改修等は誤記であり、業務対象外とご理解ください。
13	琴浦大山警察署	該当箇所：図面E-46 内容：「図面E-46（琴浦大山警察署 3階）の注記『既存 I P デコーダは警察財産のため、停止処理のみ行う（今後詳細を協議予定）』について、 (1)本業務における作業範囲は当該既存デコーダの停止処理に限られるとの理解でよろしいでしょうか。 (2)『今後協議』の主体・時期・協議事項の想定について内容によっては変更契約等発生するという理解でよろしいでしょうか。 (3)新設する受信機（IPデコーダ）×4台と既存機の責任分界点、をご教示ください。	(1) ご理解のとおり、当該既存デコーダの停止処理のみ実施してください。 (2) ご理解のとおり、協議の結果契約内容に変更が生じた場合は、契約変更を締結します。 (3) 本業務の範囲は、以下のとおりとします。 設置作業：①IPデコーダ設置 ②LANケーブル接続（既設再使用、琴浦大山警察署設置のL2SWからIPデコーダまで） ③映像信号接続（必要に応じ改修、IPデコーダ出力から琴浦大山警察署設置の映像音響設備まで） 動作確認：①ネットワーク上の接続確認（事前申請を含む） ②IPデコーダへのデータ受信確認及びデータ復元確認 ③琴浦大山警察署設置の映像音響設備での表示確認
14	業務範囲	該当箇所：仕様書 業務範囲／図面 内容：既設機器・配線の撤去範囲（図中「太線＝撤去」）と、既設流用機器（例：4階既設75型等）の調整・保証対象の切り分けをご教示ください。	撤去範囲に関してのご質問の意図が不明ですが、撤去範囲は撤去してください。既設流用機器は基本的に今回導入する映像音響設備の一部として正常動作するように調整してください。保証に関しては、既存機器の保証は原則必要ありませんが、既設機器の接続時に改造等を実施されたのであれば、保証していただくものと理解しております。
15	業務範囲	該当箇所：仕様書3.1／(5) 内容：別途運用設備（自治体衛星通信機構設備・内閣府/原子力テレビ会議・Web 会議 等）との連携について、本業務での更新範囲と連携インタフェースの分界点を明示してください。	別途運用設備の入出力のうち、既存映像音響設備の撤去範囲となっているカメラ、モニタ、資料共有、マイク、スピーカ等に接続された配線を新設映像音響設備で設置する機器に変更することおよび別途運用設備の動作確認を行うまでを本業務の更新範囲とします。なお、別途運用設備の操作に関しては鳥取県で主体的に実施します。
16	ソフトウェアとハード	該当箇所：仕様書3.4／3.5 内容：3.5 操作画面仕様 を満たす前提で、AVコントロール用の制御ソフトウェアの構成に応じて、システム管理サーバなど、ハードウェアは変更しても問題ないでしょうか。	ご質問の意図が、操作端末とシステム管理サーバを統合することとして、回答します。 操作端末は長期利用が出来るよう、映像音響設備を未利用時は電源を切断しております。そのため、常時通電が必要なシステム管理サーバは別に設置する必要があります。
17	操作権限	該当箇所：仕様書3.4(1)但書／3.5(1)～ 内容：3.4(3)3.5(4)と3.5(6)の操作権限に関して、以下想定で問題ないでしょうか。 操作権限とは、出力先選択用のボタンが、それぞれの操作端末ごとに異なる設定が可能。ロック機能としては、電源操作、および、ある特定の出力先選択用のボタンは、ロックボタンによって有効・無効を操作画面上で操作が可能。出力先選択の設定および、ロック内容については、運用開始後に動的に変更することは無く、システム導入時の設定とする。	操作権限及びロック機能（3.5(6)メンテナンスモードの記載と理解し回答します）に関しては、概ねご理解の通りですが、補足させていただきます。 ロック機能は、仕様書記載のとおり、メインモニター画面レイアウト変更、タブレット操作権限切替、電源操作を使用可能にするためのものです。出力先選択用のボタンはロック機能ではなく、操作権限に含まれるものと考えます。また、ロック内容の変更する可能性があります。メーカーメンテナンスの扱いでよろしいですが、変更可能なものとしてください。詳細は落札者と協議とします。
18	保証期間	該当箇所：仕様書（保証1年） 内容：保証期間（完了日から1年）中の無償対応範囲に、消耗品交換・出張費は含まれない理解でよろしいでしょうか。OS上位化等の扱いも併せてご教示ください。	保証期間内については、メーカーに責がないことが明らかな時を除き、消耗品交換及び出張費などすべての費用を無償対象に含めると考えます。 また、仕様書3.4(19)記載のOSの上位バージョン変更に関しては、導入時の条件であり、引き渡し後のOSの上位化に関しては、落札者と協議により決定します。
19	開口部寸法	該当箇所：図面 E-33 内容：90 型・モニタ用取付架台E-33は必要に応じ受注者製作範囲で検討したいと思います。参考図の開口寸法・耐荷重の確定値をご教示ください。	既存モニタ（シャープ製PN-R903）の設置に関して、以下の通りです。 モニタ取り付け開口寸法 幅2,060mm×高さ1,200mm×奥行120mm モニタ重量75kg 耐荷重については、既存モニタ重量以下として計算ください。
20	同軸ケーブル関連	該当箇所：記載なし（図面・施工関連） 内容：同軸スイッチャーに接続される同軸ケーブルについて、2 階、3 階、4 階の各機器間のケーブル長は、100m以内に収まる前提でよろしいでしょうか。 前項でない場合、ケーブルルートにより、延長が必要な場合は、別途光変換などの機器および別途追加工事が必要になりますがお認めいただけますでしょうか。	同軸ケーブルについては1 0 0 m以内に収まる前提でよろしいです。施工前調査において1 0 0 mを超過することが判明した場合は、個別に協議することとします。

令和8年度災害対策本部室等映像音響設備更新業務

番号	質問対象	質問内容	回答
21	防災機械室 3	該当箇所：図面E-13 内容：防災機器室3 機器架「プレビュータイトル表示用」にIPエンコーダ・デコーダ、4画面装置、送出先では「全入力タイトル入り4分割表示」の表記について。 1.「タイトル」とは、具体的に何を表示するものかご教示ください。 例：映像ソース名、入力番号、拠点名、日時、設備名称等 タイトルの表示対象および表示位置をご教示ください。 2.4分割画面の各映像上に重量表示するのか、各映像の上部・下部等に表示するのか、4分割画面の外周または画面全体に表示するのかご教示ください。 3.タイトルは、映像信号に重量した状態で送出する場合、表示内容運用中に変更できる必要がありますでしょうか。 4.タイトルを生成・重量する機器について、指定または想定している機器をご教示ください。現在の機器構成図からは、タイトルを映像に重量する機器が明確に読み取れませんでした。 5.「プレビュータイトル表示用」のIP エンコーダ・デコーダについて、以下の用途および接続関係をご教示ください。 ・IPエンコーダの入力信号および送出先 ・IPデコーダの受信元および出力先 ・4画面装置との接続方法 ・既設機器との接続要否 ・IP伝送を使用する理由および必要性。 6.「全入力タイトル入り4分割表示」における「全入力」とは、どの入力を指しますでしょうか。対象となる映像入力数および入力名称をご教示ください。「プレビュータイトル表示」は、防災機器室3に設置する物理モニターでの確認を目的とした機能でしょうか。それとも、各拠点または操作端末へIP 配信することを目的とした機能でしょうか。想定する運用および視聴場所をご教示ください。	本機能は、タイトル入りプレビュー画面（1画面又は4画面切替）を表示させるものです。 動作手順は、次の通りです。 ①プレビューする画面を操作端末で選択し、スイッチャーから4画面分の映像を出力し、IPエンコーダに入力し、映像のIP化を行います。 ②IPデコーダで①のIP化データを映像に復号するとともにIPデコーダにシステム管理サーバ等のデータベースから映像ソース名をテロップ機能として挿入し、タイトル入り映像を作ります。 ③4画面合成装置で、1画面もしくは4画面を選択します。 ④物理モニターにプレビュー画面（1画面又は4画面切替）として表示します。 ご質問の回答です。 1.「タイトル」とは、映像ソース名です。これは操作端末に表示される名称と同一としてください。 2. タイトルは各映像上に重量表示させます。画面表示数の切替とは分けて考えてください。 3.タイトルは、原則表示中に変更しません。ただし、操作端末の表示名称を変更した際はタイトルの表示も変更するようにしてください。 4.タイトルは操作端末に表示される名称とし、これをシステム管理サーバ等で保持し、IPデコーダで重量します。システム管理サーバは図面E-08、IPデコーダは図面E-06を参照ください。 5.「プレビュータイトル表示用」のIP エンコーダ・デコーダの配線については、図面の通りです。 本来IP伝送にする必要ありませんが、安価にタイトルを重量するための仕組みです。 6.全入力とは、スイッチャーの全入力を示します。
22	対応距離	該当箇所：図面E-12ほか 内容：USB情報コンセントについて、HDMIキャプチャーユニットで使用するUSB3.0規格では、ケーブル長について3mまでの制限があります。ジョイントなどによる接続は推奨されませんので、HDMIキャプチャーユニットとPCなどのUSB接続は、直結3mケーブルで接続してとしてよろしいでしょうか。また、HDMIから直接USB情報コンセントに接続されている記述がありますが、これは誤りという認識で問題ないでしょうか。	USB情報コンセントの廃止については落札決定後に落札者と協議しますので、入札に当たっては設置するものとして積算してください。 図面E-12左上外部端末（原子力WEB会議）及び外部端末（WEB会議）のHDMI配線については、ご指摘のとおり誤記となります。USB配線としてください。
23	NTPレピータ	該当箇所：図面E-09 内容：図面上では、NTPレピータは、日本アンテナNTPLFRやNRW40と推察しますが、販売終了品です。他メーカーなどでも、互換性のある機器は入手不可能です。構成から削除してもよろしいでしょうか。	電波時計用時刻輻射リピーターとして流通しておりますので、確認ください。
24	機能の確認	該当箇所：図面E-08 内容：操作用タブレット端末について、CPU Core i5-1335U以上、13.3型ワイド以上のモニターかつ有線LANを実装した機種は日本メーカー製で存在しません。10.1型 WUXGA（1920×1200ドット）、インテル® Core™ Ultra 5 プロセッサ 135U を実装した機種としてもよろしいでしょうか。	日本製の条件はありませんので、仕様書に適合する機器を用意ください。 なお、モニターサイズを13.3型以上では条件が合致しない可能性があるため、13型も適合に変更します。
25	後継機種	該当箇所：図面E-08 内容：操作端末、映像配信動作確認用パソコンについては、生産完了品の CONTEC VPC-700 姿図と推察されます。同等筐体の後継機種は無いため、同等スペックの他社製品を選定してもよろしいでしょうか。	納入機器に関しては、発注図書に記載された仕様の同等以上であれば問題ありませんが、仕様の同等以上であることを証明していただく必要がありますのでご注意ください。 なお、参考図として筐体を図示していますが、筐体形状を特に制限するものではありません。
26	経過時間	該当箇所：入札説明書 3入札参加資格 内容：本件調達の機器に関する故障の応急対応及び機器点検に対応できる技術者の拠点が鳥取県庁に2時間30分程度で参集できる距離に所在すること。について時間を制限し、確約するものではなく、鳥取県外からでも2時間30分程度で参集できればよろしいでしょうか？	実績を把握した各社の所在地から、鳥取県、島根県、岡山県、兵庫県の拠点を考慮して設定しております。ご質問の鳥取県外からの参集で問題ないかとの質問に対しては問題ないと回答します。
27	庁内LAN申請	該当箇所：仕様書3.4(1)(9)(10)、1.11など 内容：庁内LANへの接続に際し、受注者側で実施すべき手続・技術要件（IP/VLAN指定、MAC登録、検疫、持込機器申請等）はありますか。接続に係る発注者・受注者の役割分担をご教示ください。	庁内LANについては、概要説明及びIPアドレスの払い出しまでは当課が行い、詳細なネットワーク設定等は落札者が直接協議となります。詳細は、落札者と調整します。

令和8年度災害対策本部室等映像音響設備更新業務

番号	質問対象	質問内容	回答
28	セキュリティ	該当箇所：仕様書1.2(4)、1.6(4)、1.15、1.8 内容：撤去する既設機器のうち記録媒体（HDD等）を含むものについて、データ消去（物理/論理）および消去証明書の提出は本業務に含まれますか。含まれる場合は方式・対象台数をご指定ください。	基本的にシステム制御のためのサーバ、PCのみ設置しており、個人情報等のデータは存在しませんので、特別なデータ処理は実施しません。
29	セキュリティ	該当箇所：仕様書1.6(3)(10)(11)、2.5(2)、3.4(19) 内容：本仕様書・図面に明記のないセキュリティ対策製品・ソフトウェア（ウイルス対策・EDR・暗号化製品等）は本業務の範囲外で、必要な場合は発注者側でライセンス手配と理解してよろしいでしょうか。	セキュリティについては、図面に記載の無いファイアウォール等の個別機器は業務範囲外ですが、サーバ本体もしくはパソコン本体のセキュリティに関しては本業務に含めます。なお、セキュリティ対策ソフトの導入を想定しています。